

## 空き家対策プロモーション委託業務仕様書

### 1 業務名

空き家対策プロモーション委託業務

### 2 業務目的

令和5年住宅・土地統計調査によると、本県における賃貸・売却などの利用目的のない空き家の数は約5万戸と推計され、空き家率は12.9%と全国ワースト2位であり、今後、高齢化の進展や人口・世帯数の減少に伴い、さらなる増加が懸念されている。

本業務は空き家所有者、または将来空き家を所有することになる可能性が高い方々などを対象に、空き家活用における家の行く末を早期決断する重要性を広報啓発することで、空き家対策への関心を高め空き家の活用につなげていくことを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日まで

### 4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委託料に含めることとする。

#### (1) 各種媒体での広報

空き家相談窓口や県が行う空き家対策の取り組みを広く周知することを目的に、各種媒体を用いた広報を行う。

空き家対策については、家の行く末を家族で話し合い早期に決断することが重要であるため、家族や親族が集まりやすい帰省シーズンのお盆（7・8月）、年末年始（12月・1月）において広報を実施することが効果的であると考えられる。そのため、お盆・年末年始に向けた広報を企画すること。

以下の（ア）及び（イ）のそれぞれに定める条件・目的において、最も効果的と思われる広報施策を提案すること。

#### （ア）マスメディアを活用した広報

高知県内の在住者を対象とし、新聞及びテレビを活用した広報施策をそれぞれ提案すること。

内容について、単なる広告・CMではなく、「読ませる・見せる・考えさせる」をテーマとして、空き家所有者等に行動変容を強く促す記事広告や特集番組等を企画・制作し実施すること。実施にあたっては、（i）、（ii）の条件を満たすこと。

##### （i）新聞

■掲載媒体は高知新聞とする。

■掲載回数は2回以上実施することとし、8月上旬までに1回、12月中旬までに1回行うこと。

■1回あたりの広告の大きさを特に指定するものではないが、年間を通じて、合計12段以上となるようにすること。

※掲載媒体として高知新聞を選択する場合、高知県が高知新聞社(株)と契約する令和8年度新聞広告掲載業務契約に定める単価(別紙単価表)を適用する。

(ii) テレビ

■放送エリアは高知県全域とする。

■放送回数は2回以上実施することとし、8月上旬までに1回、12月中旬までに1回行うこと。

■放送時間帯は、特Bタイム以上とすること。

(イ) インターネット上での広報

県外在住の空き家所有者等に向けて、インターネット上の広報を実施する。下記の条件を達成する媒体を活用しインターネットでの広報施策を提案すること。ジオターゲティングなどを活用して広報効果を高める工夫を行うこと。

■推定居住エリアが東京都及び大阪府の在住者で、お盆(8月)・年末年始(12・1月)の時期に本県に一定期間の滞在履歴がある者をターゲットとする。

■広告については、バナー等で表示されクリックすると、「高知県空き家ポータルサイト(<https://akiya-kochi.jp/>)」などの関連サイトに遷移する形式とする。

■インプレッション数300,000回以上

(2) 成果報告

事業完了後、以下を委託者に提出すること。

提出物 業務完了報告書

(媒体を用いた広報について、各業務の効果検証を記載すること)

広報物等のデータ一式

5 事業報告及び成果物の提出

契約終了時に、業務完了報告書を提出すること。(電子データ可)

なお、4(1)の各種媒体を用いた広報に関しては、それぞれの媒体ごとの詳細な効果を検証、分析を行い記載すること。

6 その他

(1) 本業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。

(2) 本業務を遂行するために必要になった許可・申請は原則受託者で行うものとする。

(3) 本業務遂行中に、第三者に与えた損害及び第三者により受けた損害については、すべて受託者の責任において処理、解決するものとする。

- (4) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (5) 本業務における成果については、原則全て委託者に帰属するものであり、委託者の承認を受けずに複製し、又は公表・貸与してはならない。ただし、作成の都合上やむを得ず、著作権を発注者に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に発注者に申し入れを行い、了解を得ること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が双方協議する。

別紙単価表（令和8年度高知新聞への新聞広告掲載に係る単価表）

項目	単価
一段当たり	¥ 108,900－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 9,900)
色付加料金 多色3段まで	¥ 188,650－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 17,150)
色付加料金 多色5段まで	¥ 204,050－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 18,550)
色付加料金 多色7段まで	¥ 219,450－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 19,950)
色付加料金 多色15段まで	¥ 277,200－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 25,200)
色付加料金 多色30段まで	¥ 392,700－ (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 35,700)
面指定付加料金 こうちワイド(地域) 1,2面指定	1段当たり単価(税込)×段数×20%
面指定付加料金 テレビ面	1段当たり単価(税込)×段数×25%
面指定付加料金 運動面	1段当たり単価(税込)×段数×20%